

南丹市建設工事入札等業者選定要領

(趣旨)

第1条 南丹市が発注する建設工事の請負契約を締結する場合の条件付一般競争入札、指名競争入札及び随意契約（以下「入札等」という。）に参加する者の選定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、南丹市契約規則（平成18年南丹市規則第72号）、南丹市建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査に関する要綱（平成18年南丹市告示第31号）及びその他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(発注標準)

第2条 入札等に参加する者の資格要件設定又は指名業者の選定（以下「選定等」という。）を行う場合、入札等に参加する者として必要な資格を有するもの（以下「有資格業者」という。）で、別表「建設工事発注標準」に掲げる工事種別にあつては、その発注予定工事の予定価格に応じた等級区分の格付けにより選定等を行う。

- 2 前項に規定する有資格業者の数が少数である場合、その他特に必要があるときは、発注予定工事の予定価格に応じ、その直近の上位又は下位の等級区分により選定等を行うことができる。また、特別の技術又は特定の機械設備を必要とする場合においては、その工事の属する工事種別の有資格業者で2等級以上上位の等級に属する者を指名することができる。
- 3 災害復旧又はその他の理由により、緊急かつ円滑に発注する必要がある場合は、別途、当該工事種別において発注標準を定めることができる。
- 4 別表「建設工事発注標準」に掲げる工事種別以外の発注予定工事にあつては、地理的条件等を勘案し、上位の格付けを有する者の中から選定等を行うことができる。

(指名基準)

第3条 指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、その年度における指名状況及び随意契約の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏らないようにする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 手持ち工事の状況
- (5) 技術者の状況
- (6) 当該工事に対する地理的条件
- (7) 当該工事についての技術的適性
- (8) 安全管理の状況
- (9) 労働福祉の状況

(随意契約の相手方)

第4条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の2及び南丹市契約規則の規定に基づく随意契約の相手方の選定は、前条の規定を準用する。

(選定等の手続き)

第5条 条件付一般競争入札の参加資格要件における格付等級及び指名競争入札に参加する者の選定にあたっては、指名業者選考委員会の審査を経た上で、厳正に行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成26年5月16日以降に入札公告及び指名通知を行う建設工事に適用する。
- 2 南丹市建設工事指名等選定要領は、廃止する。
- 3 別表「建設工事発注標準」を平成27年5月1日に改正する。
- 4 別表「建設工事発注標準」を令和元年5月8日に改正する。
- 5 別表「建設工事発注標準」を令和5年5月1日に改正する。